

生成AI画像と著作権：日本の歴史的判断とその影響

2025年11月、日本で初めて生成AIで作成された画像が「著作物」と判断され、無断使用者が著作権法違反の疑いで書類送検されました。
この事件は、AI生成コンテンツの権利のあり方に大きな影響を与える画期的な出来事です。

日本初の「AI著作物」認定事件

- 生成AI画像を無断転載し、著作権侵害で初の刑事摘発
他人がStable Diffusionで制作した画像を電子書籍の表紙に無断使用した。
- 人間の「創作的寄与」が著作物と認められたカギ
詳細な指示（プロンプト）の繰り返しや試行錯誤が、人間の創作行為と判断された。

2万回以上！

制作者の試行回数は2万回以上！
膨大な試行錯誤が、人間による独創的な努力の裏付けとして評価された。



今後の影響と各国の対応

- 「AIだから著作権フリー」はもう通用しない
他人が作ったAI作品の安易な利用は、著作権侵害のリスクを伴う。
- クリエイターは創作過程の記録が重要に
プロンプトの履歴や試行錯誤の過程が、著作物性を主張する証拠となり得る。



各国の生成AI著作物に対する法的な立場の違い		
国	国	スタンス
	日本	人間の創作的寄与があれば著作物として保護
	米国	人間による創作でない限り著作権は認めない（原則）
	中国	人間の知的問与を評価し、著作物性を認める判例あり
	英国	コンピュータ生成物にも限定的な著作権保護を認める法規定あり

